

資料 4

令和4年度障害者基幹相談支援センター運営評価の実施について

1 目的

障害者基幹相談支援センターが、契約仕様書や市が定めた運営方針に沿って運営されているかの運営状況を点検することにより、センターの業務水準の維持、向上を図る。また、自己評価結果等について地域自立支援協議会に諮り、市のホームページ等にて公表することでセンター運営の客観性を確保する。

2 根拠

地域生活支援事業実施要綱に下記の記載あり。

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

3 実施方法

- (1) 各区障害者基幹相談支援センターにて自己評価を実施。
- (2) 障害福祉サービス課担当者により各区障害者基幹相談支援センターが人員、設備等の基準を満たしているか等を実地に調査。
- (3) 既に提出されている年次実績報告、(1)の自己評価結果、(2)の実地調査結果について、地域自立支援協議会全体会にて意見聴取を実施。
- (4) 既に提出されている年次実績報告、(1)の自己評価結果、(2)の実地調査結果、(3)地域自立支援協議会意見について市のホームページにて公表。

4 評価項目について

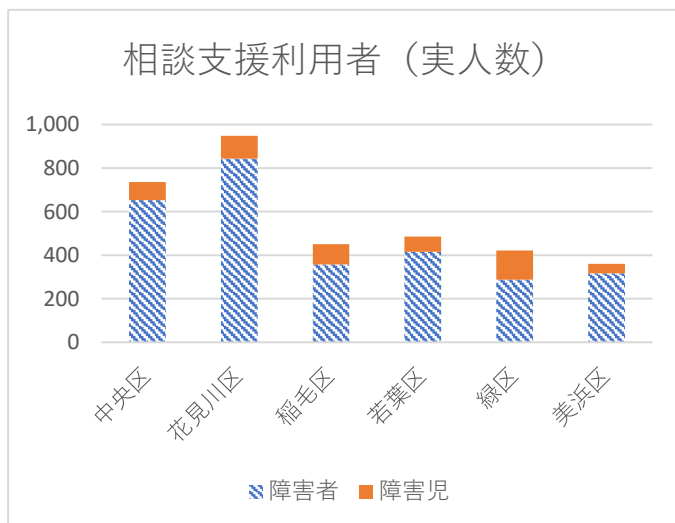
自己評価、実地調査項目については、市が定めた仕様書及び運営方針に沿った項目とする。

令和4年度障害者基幹相談支援センター運営状況一覧

事業所設置区名			中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
人員配置基準 (常勤換算)	専門職員数		5人以上	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	3人以上
	事務職員数		1人	1人	1人	1人	1人	1人
計画(障害児) 相談支援との 兼務の状況	兼務職員数の推移	R4.4.1	0人	0人	3人	0人	3人	0人
		R5.4.1	0人	0人	2人	0人	2人	0人
	兼務利用者数の推移	R4.4.1	0人	0人	87人	0人	468人	0人
		R5.4.1	0人	0人	44人	0人	30人	0人
相談支援実績	利用者実人数		736人	949人	450人	486人	422人	360人
	相談支援件数		5,809件	3,358件	4,130件	5,211件	2,105件	3,190件
業務時間外の緊急時支援件数			32件	6件	12件	3件	1件	0件
地域の相談支 援体制の強化 の取組	相談支援事業者に対する指導・助言の件数		237件	32件	153件	74件	35件	24件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数		56件	19件	27件	6件	28件	7件
	相談機関との連携強化の取組の実施件数		136件	207件	115件	58件	84件	19件
自己評価結果	「はい」と答えた項目数		46(82.1%)	52(92.9%)	51(91.1%)	53(94.6%)	47(83.9%)	47(83.9%)
	「いいえ」と答えた項目数		0(0.0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(1.8%)	6(10.7%)
	「どちらともいえない」と答えた項目数		7(12.5%)	3(5.4%)	4(7.1%)	0(0%)	1(1.8%)	1(1.8%)
	「該当なし」と答えた項目数		3(5.4%)	1(1.8%)	1(1.8%)	3(5.4%)	7(12.5%)	2(3.6%)
市による実地調査の結果			適正	適正	適正	適正	適正	適正

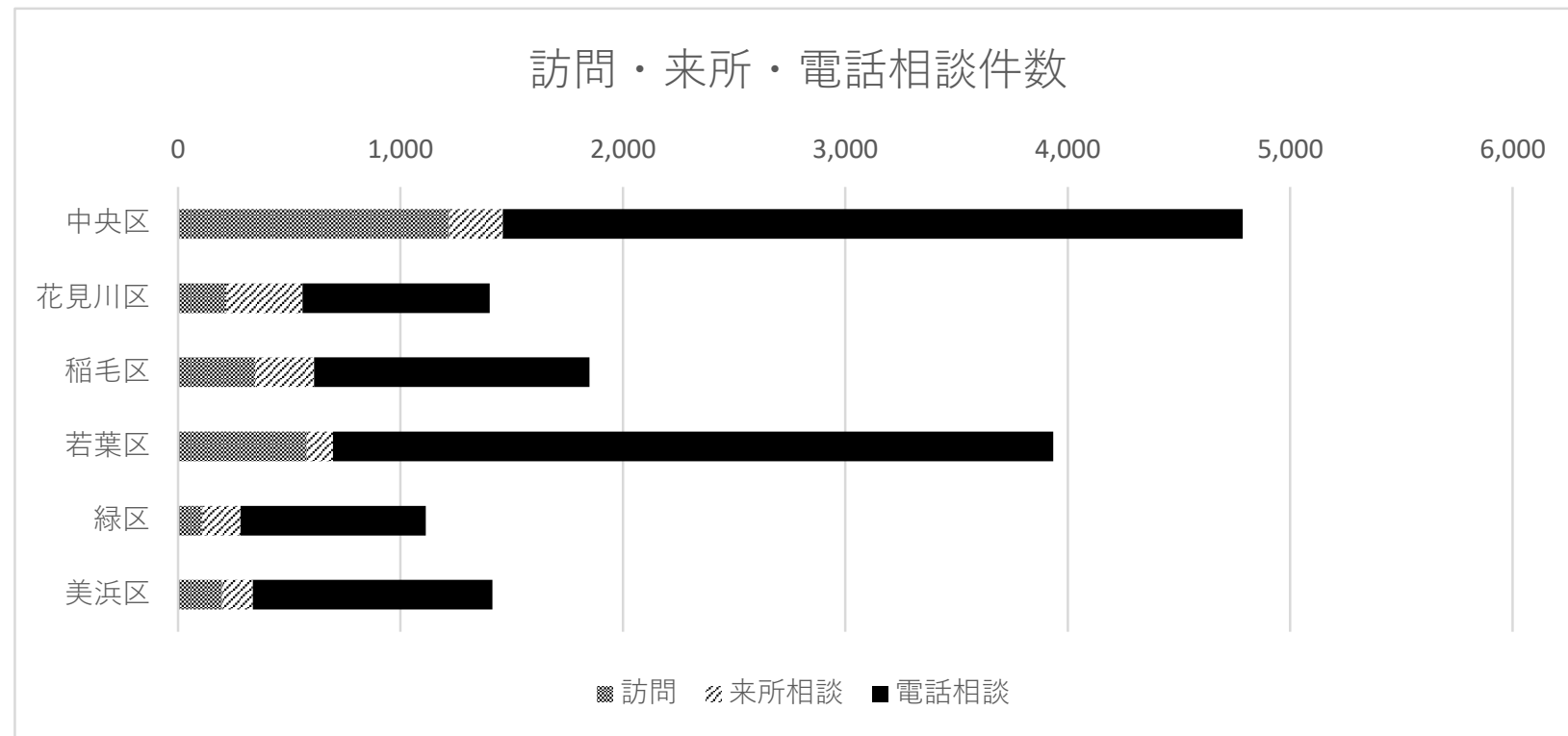
1 相談支援を利用している障害者等の人数（令和4年度）

		実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	中央区	653	93	2	99	342	7	1	109
	花見川区	843	108	1	275	363	31	17	116
	稲毛区	358	40	0	92	200	15	8	19
	若葉区	415	69	1	89	225	20	4	39
	緑区	288	27	1	75	138	29	3	36
	美浜区	316	64	0	76	163	29	6	21
	小計	2,873	401	5	706	1,431	131	39	340
障害児	中央区	83	5	2	26	13	9	0	28
	花見川区	106	17	0	46	3	18	0	34
	稲毛区	92	6	6	44	9	21	0	7
	若葉区	71	4	1	15	4	6	0	43
	緑区	134	6	0	49	6	58	0	22
	美浜区	44	4	0	10	5	24	0	4
	小計	530	42	9	190	40	136	0	138
計		3,403	443	14	896	1,471	267	39	478



2 支援方法（令和4年度）

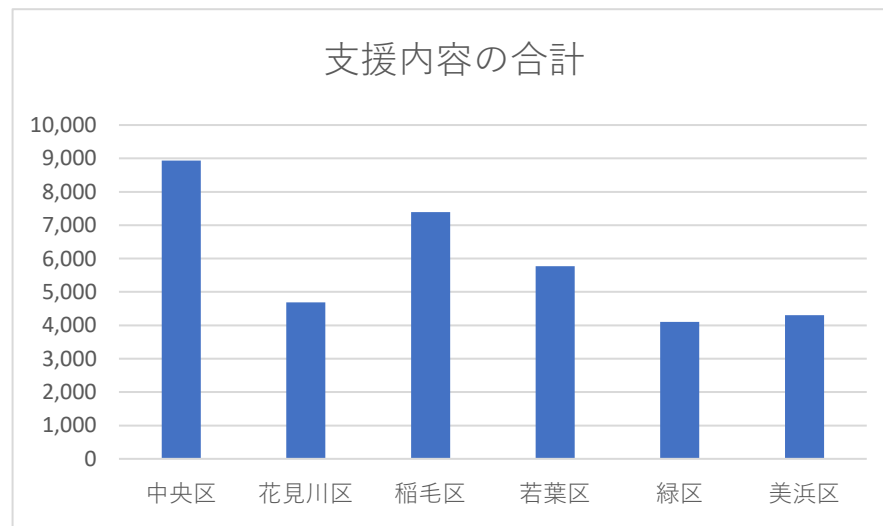
	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
中央区	1,217	243	409	3,327	184	228	201	0	5,809
花見川区	216	344	59	841	43	51	1,803	1	3,358
稲毛区	347	265	113	1,237	144	55	1,964	5	4,130
若葉区	579	118	215	3,238	136	38	871	16	5,211
緑区	107	174	79	833	51	36	825	0	2,105
美浜区	198	138	117	1,078	134	48	1,457	20	3,190
合計	2,664	1,282	992	10,554	692	456	7,121	42	23,803



3 支援内容（令和4年度）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
中央区	933	1,965	1,496	136	215	1,478	719	782	258	226	212	514	8,934
中央区(再掲) ピアカウンセラー	11	26	19	7	8	19	10	26	8	5	1	1	141
花見川区	1,723	211	668	209	12	432	162	931	50	20	95	170	4,683
稲毛区	2,480	1,193	783	528	271	396	300	848	473	3	96	22	7,393
若葉区	2,465	755	373	1,169	11	63	326	253	81	23	19	234	5,772
緑区	1,386	219	281	201	183	454	214	370	229	37	45	482	4,101
美浜区	1,793	736	392	436	68	227	209	144	201	14	62	26	4,308
合計	10,780	5,079	3,993	2,679	760	3,050	1,930	3,328	1,292	323	529	1,448	35,191

※ピアカウンセラーの配置は、中央区のみ。



4 支援開始時間帯（令和4年度）

中央区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,637	2,388	528	10	7	108
閉所日（日祝）	60	51	13	1	2	4
計	2,697	2,439	541	11	9	112

開所時間内	5,025	87%
開所時間外	784	13%
計	5,809	

花見川区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	1,467	1,848	13	4	0	1
閉所日（日祝）	12	13	0	0	0	0
計	1,479	1,861	13	4	0	1

開所時間内	3,333	99%
開所時間外	25	1%
計	3,358	

稲毛区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	1,779	1,849	414	2	0	80
閉所日（日祝）	1	2	1	2	0	0
計	1,780	1,851	415	4	0	80

開所時間内	3,628	88%
開所時間外	502	12%
計	4,130	

若葉区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,534	2,516	144	0	0	15
閉所日（日祝）	1	1	0	0	0	0
計	2,535	2,517	144	0	0	15

開所時間内	5,050	97%
開所時間外	161	3%
計	5,211	

緑区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	869	1,075	135	1	0	8
閉所日（日祝）	1	4	10	1	0	1
計	870	1,079	145	2	0	9

開所時間内	1,944	92%
開所時間外	161	8%
計	2,105	

美浜区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,478	580	91	5	3	20
閉所日（日祝）	2	4	2	1	2	2
計	2,480	584	93	6	5	22

開所時間内	3,058	96%
開所時間外	132	4%
計	3,190	

合計

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	11,764	10,256	1,325	22	10	232
閉所日（日祝）	77	75	26	5	4	7
計	11,841	10,331	1,351	27	14	239

開所時間内	22,020	93%
開所時間外	1,783	7%
計	23,803	

令和4年度 実績報告書（4月～3月）

中央区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域相談支援体制の強化の取組	地域相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 地域相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） 地域相談支援事業者の連携強化の取組（連携会議の開催等） 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 地域相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告のとおり（4月：12件、5月：8件、6月：18件、7月：12件、8月：21件、9月：14件、10月：22件、11月：19件、12月：20件、1月：30件、2月：23件、3月：38件） ・毎月の意見交換会で取り上げたテーマ「介護保険」「成年後見」「地域連携強化加算」「鎌取晴山苑の課題提出」等 ・6区合同研修企画ミーティング ・星久喜地区地域運営委員会での研修打合せ ・中核大会の企画、運営 ・医ケアっ子の未来をつくる千葉の会打合せ、開催 ・千葉市基幹相談支援員研修の企画、運営 ・千葉県基幹相談支援ネットワーク大会開催 ・千葉市こども未来会議 ・千葉県主任研修の講師 ・千葉市SSWの社会福祉士実習への協力 ・千葉県疾病対策課難病ヘルパー講師 ・社会福祉士会刑事司法ソーシャルワーク研修企画 ・社会福祉士会災害対策委員会研修会開催 その他、「児童系事業所意見交換会」「地域生活拠点」「65歳以降問題」「多職種連携」「8050」「司法と福祉」「医療観察法」「障害の理解」 ※詳細は月次報告のとおり ・定期的に主催した会議：子どもの未来を考える会（計6回）・防災対策部会避難訓練（計2回）・8050部会（毎月）・防災部会（毎月）・医療的ケア部会（毎月）・行動障害のある方の居場所を考える会（不定期）・医療的ケアのある方のショート受け入れを考える会（毎月） ・定期的に出席した会議：県中核相談ネットワーク会議（毎月）・市生活自立仕事相談センター会議（毎月）・地域移行「広め隊」（毎月）・キャリアセンター主催地域意見交換会（隔月）・中央区あんしんケアセンター管理者会議・各種意見交換会 ※詳細は月次報告書のとおり 学校：仁戸名特支・市立養護・千葉大学・若松中学・市原特支つるまい風の丘分校・生浜中学校・植草大学・流山特支・成田国際・千葉市高等特支・市川大野特支 企業等：パソナ・リクルートワークス・キャリアセンター・J E E D その他：東部児相・篠崎病院・千葉大付属病院・星久喜公民館・社労士事務所 相談支援事業所Faloのケースについて、中央区とご本人との間で支給決定などについての検証等
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ・椿森公民館にて民生委員とにも包括事業の会議 ・にも包括 広め隊へ出席 ・行動障害を考える会 ・篠崎病院へ当番弁護士の地域移行について訪問 ・精神科病院当番弁護士制度の意見交換会に参加 ・精神科病院等と地域移行について話し合う機会 ※詳細は月次報告のとおり ・広め隊への参加 ・協力雇用主の勉強会 開催 ・医ケアっ子の未来をつくる千葉の会 開催 ・下総精神科医療センターのケース会議出席 ・相談支援事業所こすもすのケース退院前会議出席 ・相談支援事業所並木道のケース会議出席 ※詳細は月次報告のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 意見交換会の開催（毎月・再掲） 部会の開催（毎月・再掲） 地域部会実施：4/25・6/27・8/22・12/26・1/19・2/27 医療的ケアコーディネーター会議：計8回 拠点コーディネーター会議：計6回 防災に関する当事者団体との意見交換会：11/9 全区合同研修会：計4回 児童系事業所意見交換会：1/25 ※詳細は月次報告のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 権利擁護・虐待の防止 障害者等に対する虐待を防止するための取組 法テラスへの相談同行（2件） 並木道の方のケース（2件） 意見交換会にて成年後見の勉強会の開催 Aさまの成年後見人決定における取り決め内容会議 医師の診断書をお願いするのに同行 高齢障害支援課に相談ケースあり ※詳細は月次報告のとおり 通報1件 虐待防止の国研修受講 中央区での虐待ケースの会議出席 千葉県虐待防止研修講師 法人内の虐待防止研修にて基幹相談職員の虐待防止研修を行う。 ※詳細は月次報告のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	ホームページ等で公表
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 実績報告書（4月～3月）

花見川区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・相談支援事業所相談員からの相談対応、市民（当事者及び家族）から相談支援事業者や事業所等への不満・要望等対応、各専門的相談機関及び行政等からの相談へ助言や情報提供等実施。花見川区内に限らず、千葉市他区や市外の事業所からの相談も見られた。 ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の取り組みについて助言。 ※詳細は、月次報告書のとおり。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・相談支援事業所意見交換会にて千葉市基幹ネットワークで6区合同意見交換会を実施（主催及び出席）〔4/14, 5/12, 7/14, 9/8, 11/11, 1/16, 3/9〕 ・千葉市基幹相談支援センターネットワーク研修委員会〔4/18, 5/24, 7/1, 7, 26, 8/23, 11/22, 1/18, 3/28〕 ※詳細は、月次報告書のとおり。 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・生活自立仕事相談センター花見川・生活自立調整会議参加〔4/22, 5/27, 6/24, 7/22, 8/26, 9/29, 10/28, 11/25, 12/23, 1/27, 2/24, 3/24, 中核地域支援センター大会参加〔8/30〕 ・行動障害を考える会〔5/20, 7/25, 9/14, 11/16, 1/20, 3/15〕 ・キャリアセンター千葉地域意見交換会〔4/19, 6/7, 8/23, 10/18, 2/7〕 ・医療的ケアコーディネーター会議／医ケア部会 ・県内基幹相談支援センター連絡会〔4/26, 6/14, 8/29, 10/18, 2/21〕大会〔11/29〕 ・あんしんケア地域ケア会議 ・6区高齢障害支援課/主査会議〔10/20〕 ・就労支援部会準備会〔1/13, 3/8〕 ・保護観察所と中核センター勉強会（事例発表）〔1/20〕 ・基幹相談支援センタースタッフ研修〔2/1, 7〕 ・千葉市包括的相談支援事業者連絡会議 ※詳細は、月次報告書のとおり 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・特別な支援が必要な子どもの就学説明会〔5/9〕 ・県立千葉特別支援学校講演講師〔8/8〕 ・市立千葉特別支援学校3年生の卒業相談先について学習会講師〔2/1〕 ・在学生の支援検討（県立特別支援学校） ・行政との連携・調整（市サービス課・区高齢障害支援課・社会援護課・健康課・保健所・教育委員会・消防局） ・区の支援区分調査に同行、聞き取り支援。 ※詳細は、月次報告書のとおり 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 ・セルフプラン作成支援。運用や対象、進め方について区高齢障害支援課と協議。 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議 ・保健福祉課・病院と協議、相互理解に努める。 ・矯正施設退出所と地域移行定着支援。 ※詳細は、月次報告書のとおり 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ・自立支援協議会・拠点コーディネーター会議〔4/22, 5/27, 6/24, 7/22, 8/26, 9/22, 10/28, 11/25, 12/23, 1/27, 2/24, 3/24〕 ・千葉市重層的支援体制整備事業・千葉市包括的相談支援事業者連絡協議会 ・医療的ケア児個別避難計画策定に伴う行政・地域との連携コーディネーター。 ・地域生活支援拠点を考えようフォーラム〔11/25〕 ・地域包括ケア推進課支援ケース調整会議〔2/7〕 ・千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・花見川区相談支援事業所意見交換会〔4/14, 5/12, 6/9, 7/14, 8/12, 9/8, 10/13, 11/10, 12/9, 1/12, 2/9, 3/7〕 ・花見川区地域部会〔4/22, 6/17, 8/19, 10/21, 12/16, 2/17〕 ・自立支援協議会運営事務局会議〔1/26〕 ・基幹ネットワーク会議〔4/5, 5/10, 6/7, 7/5, 8/2, 9/7, 10/4, 11/1, 12/6, 1/10, 2/7, 3/7〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 ・成年後見制度の利用を検討している本人や保護者への説明、手続きの同行実施。 ・日常生活自立支援事業研修。 ※詳細は、月次報告書のとおり 障害者等に対する虐待を防止するための取組 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・相談支援事業所、地域部会参加の関係機関等へ研修会や講演会等の案内を周知。 ・講演講師（社福・栗の木、すばとと幕張、障害福祉サービス事業者連絡協議会研修） ・花見川区社協より頂いた社会資源の情報を、意見交換会にて提供。 ・千葉県地域連携の会 参加 ※詳細は、月次報告書のとおり
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	（詳細別記；⑦任意様式 R4年度事業報告（花見川区基幹））
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	・様々な障害・難病や引きこもりを含む各種ニーズに対応する相談窓口として、ネットワークを通じて適切に応じ、困難事例にも対応に努めた。 ・不足する計画相談支援相談員に、必要とする情報の伝達・共有等、様々な支援を適切に行うよう努め、相談支援事業所の後方支援に努めた。（次期取り組みの詳細は別記；（R5）花見川区障害者基幹相談支援センター事業計画（書））

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 実績報告書（4月～3月）

稲毛区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ※詳細は月次報告の通り。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・稲毛区相談支援事業所意見交換会：6/9、8/10、10/13、12/、2/9 ・6区合同相談支援事業所意見交換会：4/14、5/12、7/14、9/8、11/10、1/12、3/9 ・稲毛区1人相談支援事業所との意見交換会（小さな相談支援事業所意見交換会）：9/21、11/16、12/15、2/16 ※詳細は月次報告の通り。
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） ・8/10、3/2 稲毛区支え合いのまち推進協議会に参加 ・5/26、6/30、7/28、10/27、11/24、12/22 生活自立仕事相談センターの支援調整会議に参加 ・5/26、8/19、11/17、2/17 稲毛区高齢障害支援課との情報交換会開催 ※詳細は月次報告の通り。
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 ・8/25 穴川花園幼稚園にて、基幹の紹介、地域の障害児について情報共有 ・3/22 富里特別支援学校にて、生徒の卒後の生活について意見交換 ・関係者会議に同席をし、各種情報の提供 ※詳細は月次報告の通り。
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 ・セルフプランの情報提供と作成のサポート。また、利用後は定期的にモニタリングをし、状況の確認と支援調整を行う。 ※詳細は月次報告の通り。
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・8/20 千草台公民館にて「にも包括」住民向け説明会に参加。 ※詳細は月次報告の通り。
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ・退院ケースについては、入院時から病院へ赴き、退院後の居宅での生活に向けた情報提供、支援調整を行う。また、ケースによっては関係機関を参集し、体制を整備。 ・にも包括事業 広め隊へ参加。 ※詳細は月次報告の通り。
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・稲毛区地域部会：4/28、6/23、8/25、10/27、12/22、2/22 ・稲毛区相談支援事業所意見交換会、6区合同相談支援事業所意見交換会、小さな相談支援事業所意見交換会を運営。 ※詳細は月次報告の通り。
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 ・千葉市成年後見支援センターと研修会に向けた情報交換会 ・成年後見制度の利用に向けて、事業のご案内。 ※詳細は月次報告の通り。
		障害者等に対する虐待を防止するための取組 ・8/23、12/20 地域の相談支援事業所より虐待ケースのご相談を受け、関係者会議に参加。今後の対応について話し合い。 ・3/9 6区合同相談支援事業所意見交換会にて「虐待防止研修」に参加。 ※詳細は月次報告の通り。
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・10/24 千葉県知的障害者福祉協会相談支援部会研修会に参加。 ※詳細は月次報告の通り。
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 実績報告書（4月～3月）

若葉区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） 若葉区相談支援事業所意見交換会 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） 千葉市基幹ネットワーク会議：毎月 若葉区高齢障害支援課打合せ：年数回 医療的ケア会議：毎月 拠点コーディネーター会議：毎月 行動障害を考える会参加：奇数月 若葉区SW連絡会参加：年数回 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 市立養護学校と相互に卒業生、在校生の情報収集、情報共有 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 相談支援事業所意見交換会で計画案、モニタリングの事例発表 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 実績なし
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート 9/10 千城台公民館にて にも包括 公民館講座実施 12/21 にも包括 進め隊の話し合いに参加
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 若葉区地域部会：4/26、6/28、8/23、10/11、12/20、2/21 合同意見交換会：4/14、5/12、7/14、9/8、11/10、1/12、3/9 若葉区意見交換会：6/23、8/19、10/19、12/22、2/17 ※詳細は、月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組 3/9 6区合同意見交換会・研修会（ZOOM）虐待防止研修
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	各種研修への参加 ※詳細は、月次報告書のとおり
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	昨年度から引き続き総合的な相談支援の実施では多機関からの新規相談を頂いています。関係者会議への参加、利用者宅への同行等を含め、対応・連携を行ってきました。 地域の相談支援体制の強化の取組では、引き続き地域の相談機関との連携強化のため、若葉区相談支援事業所意見交換会の実施、若葉区地域部会においても多様な領域の方にご参加頂き、事例検討、情報共有を行っています。 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムと合同で地域住民に対して公民館等で障害についての講座を開催しています。 総合相談のケース数が多く、紙ベースでの対応が限界を迎えているため、相談システムの導入を検討しています。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	次期の取り組みでは基幹ネットワーク会議で設定した重点課題に対して連携を行いながら会議の開催等行っていきます。拠点および医療的ケアのコーディネーターを中心に情報資源の集約、メーリングリストの作成など今まで以上に多機関との連携を深めていきます。 児童分野の意見を集約する場が今まではなかったため、若葉区内で児童系事業所の集まりを開催し、意見や課題を集約していきたいと考えています。 基幹相談の相談登録者の人数が大変多くなっているため、ファイル管理、担当ケースについて把握することが難しくなっています。今後は相談システムの導入を行うことで継続したケース管理、業務の効率化を目指していきたいと考えています。

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 実績報告書（4月～9月）

緑区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） 6/29. 7/20. 7/27. 8/3 千葉市難病相談支援センター難病勉強会（ZOOM）参加 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） 4/21 養護教育センターとの連携の仕方について情報共有を行なう。 5/27 養護教育センターと教育・医療・福祉の連携、それぞれの領域からの認識の仕方について確認、情報共有をしていく。 6/14 障害福祉サービスから介護保険への移行にあたり、進め方の相談、連携の仕方について情報共有していく。 6/23 児童精神科医と学校へ向けた研修について方向性の確認、進め方について共有する。 7/19 東部児童相談所と今後の相談体制についての確認、協議を行なう。 8/18 児童施設の事業所の情報と連携 8/29 障害を持つ方の保護者の体調不良による状況の確認をしつつ、HP（MSW）と連携していく。 9/1 児童家庭支援センターに施設体験利用について情報提供を行なう。 9/20 MSWより居宅介護の利用についての問い合わせがあり、情報提供を行なう。 5/23. 8/29. 9/26 生活自立・仕事相談センター緑支援調整会議参加 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 9/7 小学校で、学校関係者、児童精神科医、障害児教育関係者、相談員で合同のケース会議を行なう。 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 年間を通して、セルフプランの作成をサポートしたケースについては、本人の特徴や現状の整理をしたうえで、必要に応じてバックアップを行なっている。 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 9/1 千葉市地域福祉課より緑区のケースで重層的な支援のための多機関相談の打診あり。
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネーター ・精神科入院中のケース、退院後の地域生活に向けて福祉サービスや関係機関との調整を行なう。 退院後も生活を定着させるためのサポートをしていく。GHの体験等をしながら、その方に合った生活を見極めている。（2ケース） ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会 4/21. 6/15. 9/12 ・自立支援協議会運営事務局会議 7/28 ・意見交換会 4/14. 5/12. 6/9. 7/14. 8/3. 9/8 ・医療的ケア児コーディネーターコア会議 6/8. 7/6・8/3. 9/7 ・生活自立・仕事相談センター緑支援調整会議 5/23. 8/29. 9/26（書面）
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 相談の中で、必要に応じて、情報の提供を行なっている。 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
		障害者等に対する虐待を防止するための取組 実績なし
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・新規立ち上げの事業所やGHの空き状況など、情報を集約、整理をし、必要に応じて意見交換会などで発信している。 ※詳細は「実績報告書（月次）」のとおり。
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	・相談者にとって、丁寧な相談を心がけつつ、必要なネットワークの構築を図ってくる。 ・年度途中の移管となる為、スムーズな移管に向けて取り組む。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 実績報告書（年次）

緑区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	計画相談支援事業所への訪問と情報交換の実施 (エタナルケアおゆみ野、セルフガーデンハウス、アガベの里、緑取晴山苑、緑取相談支援センター、クローバーなど) 障害福祉サービス事業所とのケース会議開催(中野学園、若葉泉の里など) 教育機関とのケース会議参加(あすみが丘小学校) 近隣地区市協働会(相談支援部会) あんしんケアセンターとの連携及び情報交換(緑取、豊田、土気) ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)	千葉県主任相談支援専門員研修検討会参加 千葉県相談支援従事者研修(初任者・現任)講師派遣 区合同研修会の企画および開催 市原特別支援学校PTA勉強会講師派遣 市原市知的障害者相談員研修会・親善の社参加 千葉県基幹相談支援センター大会2022の参加 千葉県相談支援研修ワーキングチーム検討会 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援体制の強化の取組	千葉県障害者基幹相談支援センターネットワーク会議 緑区あんしんケアセンター連携について意見交換、担当者顔合わせ 千葉県地域生活支援拠点コーディネーター行合 千葉県医療的ケア児等支援センターばらりす 顔合わせ 医療的ケア児支援コア会議 千葉県生活自立・支援相談センター緑との今後の連携及び情報交換について 千葉県市立支援協議会運営事務局会議 千葉県障害センター・しもやぎ訪問看護とケース会議 千葉県福祉・県特別支援学校連絡指導主事と行合 千葉県つながるネットワーク会議 あんしんケアセンター土気と介護保険と障害サービスの利用調整会議 市原市民生委員定例会 随時行動支援を考える会 障害者、生活困窮者、配偶者暴力被害者の緊急対応、一時保護についての情報交換会医療的ケア専門部会 地域拠点コーディネーター会議 医療的ケア児等支援部会 令和4年第2回千葉県市包括的相談支援事業連絡会議参加 地域拠点コーディネーター会議 医療的ケア児等支援部会 医療的ケア児コーディネーター会議 ※詳細は、月次報告書のとおり
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	千葉県立美濃学校と情報交換 千葉県立美濃学校と情報交換、事前相談 特別支援学校特別支援教室コーディネーター連絡協議会の出席 市原特別支援学校開かれた学校づくり委員会に参加 千葉県立美濃学校連絡担当者と卒業後相談 障害者高等技術専門学校(ちばテック障害者校)と情報交換 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	定期的に緑区障害者基幹相談支援センターにて、実施方法などについての協議を実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	緑取相談支援センターと情報交換及び連携について協議 千葉県精神保健福祉センターと情報交換(精神障害にも対応した地域包括ケアについて) 秋元病院外泊担当者との情報交換 和歌山県立病院・しもやぎ訪問看護、木村病院とのケース会議 木村病院及び関係機関等と退院調整会議 令和4年度千葉県精神医療センターアウトリーチセンター活動事例報告会 千葉県障害者南地域家族「千南会」にて障害者基幹相談支援センターについて説明 精神障害者地域移行支援研修 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	随時)福祉サービス事業所、医療機関担当者との顔合わせ及び情報交換実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	千葉県地域自立支援協議会緑区地域部(11/24、12/26、2/13) 千葉県緑区相談支援事業所意見交換会(10/13、12/6、2/9) 千葉県計画相談支援事業所意見交換会(6区合同研修会)(11/10、1/12、3/9) ※詳細は、月次報告書のとおり
6	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	成年後見センター、あんしんケアセンターとの連携及び情報提供 (本人、家族など関係者、千葉県国際交流協会、キャリアセンターなど) ※詳細は、月次報告書のとおり
	権利擁護・虐待の防止の取組	緑区障害者基幹相談支援センター内及び社会福祉法人みらい工房(受託法人)にて研修実施 中核地域生活支援センターいちばら福祉ネット情報交換 千葉県教育委員会学校教育部教育支援課SSH、マナの家相談支援専門員・とのケース検討会議 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	緑区障害者基幹相談支援センターパンフレット作成及び配布 千葉県地域生活支援拠点勉強会 計画相談支援事業所・サービス事業所、訪問看護ステーション等と情報交換(随時) ※詳細は、月次報告書のとおり
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	公募時に提出した「運営に関する提案①」に掲げる①社会的孤立の防止と②緑区ネットワークの強化について、特に意識をして事業運営を行った。 ①の社会的孤立については、当事者が福祉のサポートを希望していても提供事業所や計画相談事業所など適切な関係機関と繋がらないケースや、他法障害や8050問題といった複数の解決すべき課題が複合的に重なり、単一の支援機関では支えきれないケースなどが多く見られた。 それらの支援を行う上で、②に掲げた区内関係者とのネットワークの強化の必要性を改めて強く感じ、関係する会議、研修への積極的な参加を行うとともに、随時個別を区切りながら、各関係機関との顔合わせや意見交換、情報交換のたがひの訪問を行った。 その結果、本センターの存在も併せて周知され、当事者、関係機関等からの相談受付件数は昨年度と比較し、大きく増加することができた。また、緑区意見交換会への出席者も増加傾向にあり、引き続き地域への理解と協力を求めていく。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	昨年度同様、引き続き、社会的孤立の防止と緑区ネットワークの強化を目標として掲げ、支援を行っていく。 また、ニーズに対しての社会資源が少ないとされる身体障害や医療的ケア、児童関係等の支援に関するサービスについても随時情報を収集し、当事者がそれを必要とした際に滞りなく提供出来るよう、整理と資料作成を行っていく。 その他、相談支援事業所が安心して新規ケースへの支援を開始出来るよう、サポート体制を充実させることもにも関係機関等と連携し、相談支援専門員の支援力向上を図っていく。 事業所内部での取り組みとして、年度を通じて、障害者基幹相談支援センターとしての命題である、ワンストップを担う事業所としての役割を果たすため、職員の資質及び知識等のスキルアップを図っていく。

【記載に係る留意事項】

- ※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。
- ※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。
- ※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 実績報告書（4月～3月）

美浜区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） 12/13 美浜区ケアマネ研修会にて、センターの相談実績の報告や多職種連携について講演。 1/6, 16 千葉県相談支援専門員現任研修に講師派遣。 2/17 白井市相談支援事業所勉強会に講師派遣。 3/6 6区合同研修会運営。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） 5/26 千葉市療育相談所を訪問し意見交換。 6/13 美浜区健康課と地域部会に関する協議。 9月より生活自立仕事相談センター美浜での支援調整会議に参加。 11/30 社会福祉協議会の地区部会長等と公民館講座の開催等について意見交換。 1/26 若年性認知症コーディネーター会議へ参加。 3/16 区内民生委員へセンターの役割や事例の紹介。 医療的ケアコーディネーター報告会。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 6/28 ひばの会にて講演。センターの役割、児童に関する相談の傾向などを説明。 8/8 特別支援学校教員向けに講演。センターの取り組みを説明。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証 実績なし
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 実績なし
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート 5/31 千葉市精神保健福祉課とともに包括に関連した公民館講座について協議。 11/4 社会福祉協議会主催のボランティア講座で講演。 11/11 社会福祉協議会主催ボランティア講座で障害者との交流イベントを運営。 12/21 にも包括（進め隊）に参加。 1/28 にも包括公民館講座を共催。 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区域域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：4/15、6/17、8/19、10/21、12/16、2/17 ・相談支援事業所意見交換会：8/26、10/28、12/8、2/24 ※詳細は、月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 10/12, 31 成年後見支援団体と協議。 11/9, 15 成年後見制度利用のための意思意見書作成に向けた調整。 12/2, 13, 23, 27 成年後見制度利用に向けた診断書作成に向けた受診同行。 1/6, 12 後見制度申請手続きの開始に向けた支援団体との協議。 3/6, 9, 14-16, 28-30 市長申し立てについて相談。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組 4/7 虐待疑い事案について行政と事業所訪問。 6/10 家族への虐待の恐れがあり、警察を訪問。 8/24 家族との分離に向けた病院との調整。 8/30, 31 警察に拘留中の方について行政と協議。 9/5, 27 家族からの虐待疑い、あんしんケアセンター、民生委員との連携。 9/27 家族とのやり取りに関する行政との連携。 10/13 虐待疑いの相談に対し、近隣住民から情報収集。行政と連携。 11/7, 10, 12 家族への虐待疑い。家族の保護等について関係各所と協議。 11/25, 28, 12/1 虐待疑いの家族より支援依頼があり、自宅訪問。 3/1 退院を機に家族と離れ単身生活ができないか協議。 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	10/7 千葉光の村授産園を訪問。 11/29 千葉県基幹相談支援センター全県大会へ出席。 ※詳細は、月次報告書のとおり
8	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	成年後見制度の利用促進や虐待（疑いを含む）への対応について、特に実践を行うことができた。
9	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	相談支援事業所意見交換会への参加をさらに促し、地域の相談支援体制の強化を進める。

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和4年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和5年6月3日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	行政の施策との連動を意識して、基幹相談支援センターの事業計画も立てている。	運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい		運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	毎月、地域生活支援拠点のC0会議を行っている。令和4年度は啓発用の動画も作成した。地域生活支援拠点では予防の観点を一番大事に啓発を行っている。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい		募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	重たい相談が多いので、毎朝30分のミーティングを行い、一人で悩まないように配慮した。	募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし		募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい		運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい		仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい		仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし		運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	県の再犯防止事業	運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい		運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい		運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい		仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい		募集要領 1次審査項目	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	4
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	ソフトを利用し、タイムリーにみられるようにしている。	仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	4

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	中央区の障害支援班の主査とは定期的に会議を行った。また、防災対策課、健康支援課、こども家庭支援課、障害者自立支援課、保護課、医療介護連携センターなどと話し合いの機会をもてた。	運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会だけでは足りず、あんしんの地域ケア会議、こちらで主催する会議等で困難ケースの会議は行ってきた。 年に212件 関係者会議を行った。	運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい		仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	加えて、LINE相談を行っている。現在167名が登録している。	仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい		運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	制度で解決不可能な場合も多く、は自分たちが社会資源となることを大事にしている。たらいまわしにならないようにしている。	運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	アセスメント時に緊急の介入の必要性をまず確認し、介入の希望の有無を確認していく。ケースとしてすぐに動かない場合はケースのフォローを誰がするのかの役割分担を行うことを大事にした。	運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	行政、あんしんケア、医療機関からの相談は連携はあるが、民生委員からの相談が増えた。また、民生委員や自治会の集まりにできるだけ参加するようにしている。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害かは分からないが、引きこもっている等の8050の相談がかなり多くあり、障害の有無にかかわらずお受けしている。	運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	障害のサービスにはつながらないご相談も数多くお受けしている。	運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	個別の相談はもとより、困難ケースや社会資源の調査を行う機会を部会をつくり検討してきた。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	緊急時の支援が見込めない世帯について、把握をする仕組みをつくるまでには至っていない。どのように仕組みをつくっていくかを拠点C0で検討している。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーのかたの相談は多いが、なかなかサービスの利用には至らず、現状をかえるまでのところにはいきにくく、息の長い支援が必要と感じている。	運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	どちらとも いえない	困難ケースや手がかかる相談と一緒に対応するなどはあるが、運営や加算等の取得まで踏み込んだことはできていない。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	強化型加算をとっている事業所を把握する程度で、なかなか課題分析までは至っていない。	運営方針	2
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	どちらとも いえない	より踏み込んだものが必要と感じている。来年度は加算や運営、困難事例についてもより後方支援を行えるようにしたい。	運営方針	2
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域ケア会議への参加はほぼ全部の中央区のあんしんケアからお声がけいただき参加した。中央区全体の多職種連携会議と一緒に企画をおこなった。他の多職種連携会議も積極的に参加した。こちらからも出席の依頼を行い、防災部会、8050部会、地域部会、あんしん管理者との会議等一緒に行うことができた。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	部会を開催することで体制の確保に取り組んだ。	運営方針	1

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	にも事業で進め隊のなかで、精神科病院と地域移行と地域定着の事業所がない場合の基幹相談の動き方について話し合った。	運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	広め隊に参加をしていた。昨年12月は進め隊で入院病床がある医療機関との地域移行に関する意見交換会も行った。	運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	11月に行った。	仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	各月で合同研修会、各月で年度当初はオンライン、後半はきぼーで行ったが、参加人数がだんだん増加傾向にあった。	仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	どちらとも いえない	自立支援協議会の運営をしてきたが、共通認識をもって取り組むほどには至っていない。	運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	児童のケースについて話し合うことが多かったので、昨年度から児童家庭支援センターに参加いただいた。	運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	どちらとも いえない	参加率は増えているようにおもう。	運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	日常生活自立支援事業の申請の同行は結構な数あった。また、成年後見制度については、今年度は本人申し立てで行える人の支援が主であった。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	連携を行い情報をお伝えする等をおこなった。	運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	どちらとも いえない	消費生活センターとの連携はほとんどなかった。	運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	児童の事業所のHPを作成した。また医療的ケアの受け入れ事業所については基幹相談で共有して保管している。	運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	令和4年度から救急課等これまで連携がなかったところとも連携できるようになった。今後も、積極的に発信したい。	運営方針	6

「はい」と答えた数	46	(82.1%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	7	(12.5%)
「該当なし」と答えた数	3	(5.4%)
計	56	(100.0%)

令和4年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R3	R4	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	170	237	67
相談支援事業者の人材育成の支援件数	20	56	36
相談機関との連携強化の取組の実施回数	106	136	30

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R4.4.1	R5.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R4.4.1	R5.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	8	8	0
	精神保健福祉士	2	1	-1
	保健師	0	0	0
	保育士	0	1	1
	相談支援従事者初任者研修修了者	2	3	1
	相談支援従事者現任研修修了者	2	2	0
	主任相談支援専門員	0	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	2	2	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	2	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和4年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和5年5月31日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	・基幹相談支援センター業務および自立支援協議会の運営等において、市障害者施策の指針および障害者計画を意識した共生社会の構築に向け、障害種別を超えてニーズに対応、地域の相談機関と連携し相談支援に努めた。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	・日々寄せられる個別相談への対応において他職種とも連携、地域の福祉的課題には地域自立支援協議会で対応を協議・検討した。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	・基幹相談支援センターネットワーク会議および自立支援協議会拠点等コーディネーター会議での協議から、千葉市の地域生活支援拠点等では緊急への対応と共に、緊急案件に至らせない取り組みを推進した。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	・障害者相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的・専門的な見地で地域の相談支援対応と相談支援事業者への助言、他相談機関との連携強化・相談支援体制強化の取り組みを行うことを目標に事業計画を作成した。
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	・国家資格や相談支援専門員資格を有し、長年障害者の地域生活支援に携わって来た職員を配置するとともに、主任相談支援専門員研修、医療的ケア児等コーディネーター研修や精神障害等分野別研修にも参加し、様々な相談への対応に努めた。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	・基幹相談支援センターの業務に長期に安定して取り組めるよう、母体社会福祉法人職員の中から、本業務に適すると考えられる職員を配置し、安定し業務継続が出来る環境作りに努めた。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	・基幹センター職員の変更には市と事前協議を行った。増員にも募集を掛けると共に常勤換算で基準を満たす配置を行った。
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	・常に社会情勢の変化に気を配り、虐待防止・個人情報管理はもとより、精神障害（精神科入院に関する制度・実態・施策等）、成年後見（制度・後見人訪問等）、地域包括ケア、就労支援、相談業務、障害福祉サービスと支給・苦情等に関して、様々な研修に参加した。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	・主任相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーターのほか、相談支援専門員初任者研修に2名が参加し資格を取得した。
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	・仕様書の規定に基づき、千葉市へ経歴書・資格証等を添付のうえ、文書での協議申し入れを行い、事前の承認を得た。
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	・今年度は適用はなかった。
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	・1名枠増員に伴い、常勤換算で2名を採用した。また事務職が変更となり、異動の際は必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意した。
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	・特定相談支援等との兼務については、令和2年度末段階で解消済み。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	・センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要する件は、毎月定期的な会議等が想定されるが、相談の少ない時間帯を選びセンター本来の業務を圧迫しないよう配慮。別に委託料等が発生する事業には、県からの出所支援委嘱事業等が想定されるが、市経由の事業として担当部署とも協議を行い受諾している。
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	・市委託事業として、運営が公費で賄われていることには広く公正な運営に務めた。法人名を前面に掲げることは控え、また課題となりそうな案件は逐次、千葉市担当部署と協議を行った。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	・一般からの相談支援においては、信条・性別・社会的身分等の差別なく対応した。事業所や関係機関紹介には、相談者の希望や方向性と適性を考慮のうえ、偏ることなく配慮し、相談者の意思決定を尊重するよう努めた。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。が、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	・地域自立支援協議会の構成員は、様々な分野・立場から、事業者・支援機関・保護者団体役員等地域の社会資源として、課題を協議するにふさわしい見識と経験等を考慮し、選定し依頼した。逐次、千葉市とも協議を行った。
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	・基幹支援センターの運営にあたっては、市の掲げる障害者施策の指針および障害者総合支援法ほか、障害者虐待防止・個人情報保護等を含む関係法令の遵守を基本に心掛けた。
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	・個人情報管理には、個人情報の保護に関する法律に基づく取り扱い者の選任及びスタッフに対し個人情報管理徹底と職場研修（個人情報保護・プライバシーの保護・個人情報保護法の成立および改正に関する経緯・個人情報取扱特記事項等習熟）学習の機会を設けた。
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	・千葉市が規定した“障害者基幹相談支援センター利用登録申請書”の“同意欄”に、『必要に応じて他区基幹およびその他関係機関への情報提供に同意』の旨が明記されており、登録時を始めて必要に応じて説明している。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	・千葉市社会福祉協議会運営適正化委員会の福祉サービス苦情解決マニュアルに則り、事例や対応についてスタッフに還元・共有している。
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	・法人の経理部門において適正に管理運営している。
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	・日常業務は業務日誌に記録し保存。相談内容は相談者個別に、一日または案件の推移ごとにまとめて記録・保存。問い合わせに対して、休眠ケースでも最新直近の時点から迎れるよう努めている。
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	・職員証を業務時間内において携帯名札・名刺とともに、訪問時に所持している。
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	・所管の千葉市保健福祉局障害福祉サービス課はもとより、精神保健福祉課・区高齢障害支援課・健康課・社会援護課等区保健福祉センター関係部署とは緊密に連携・協議を重ねている。特に、日頃からやり取りの多い区障害支援班とは定期で6区主査・管理者ミーティングを設けている。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	・地域の支援困難ケースについては、地域自立支援協議会の地域部会・相談支援事業所意見交換会等での事例検討、基幹ネットワーク会議での連携協力等を通じ対応、また個別に区障害支援班・健康課、生活自立・仕事相談センター、ひきこもり地域支援センター等と連携協力し対応している。
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書（月次）」を提出したか。	はい	・月次報告は毎月、定められた期日までに提出。その他、年度の計画及び報告は所定の期日までに、また修正があった場合は可能な限り速やかに提出した。
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	・業務時間外は転送による電話対応を行った。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	・障害者基幹相談支援センターへの相談は電話での第一報が、当事者・家族・地域住民・関係機関等に共通して最も多く、来所・訪問の契機も電話で対応した。FAXや電子メールも開設しているがごく少数であった。
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	・基幹相談支援センターは、“障害に関するワンストップのよろず相談”をキャッチコピーに広報に努め、『即時の解決は困難でも、適切な支援機関へと繋げ、半歩でも進める』をモットーに対応に努めた。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	・相談すべきか迷った末の相談や不安を含めた相談にも、「即解決とはならないまでも半歩でも進めるように」と伝えながら対応。相談終了時に、「安心した」とか「相談して良かった」との言葉が聞かれ、それが何よりの原動力となっている。
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	・どの相談にも真摯に対応したつもりではあるが、地域住民から『近隣障害住民の行為に迷惑しており何とか対処して』との相談には、福祉サービスに繋ぐ努力はしたものの当事者の拒否でままならず苦慮した。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	・日頃、自立支援協議会地域部会で顔を合わせ、事例検討を通し地域の福祉的課題を共有、ネットワークとしてを生かせる関係性が出来て来ている。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	・認知度が高まるにつれ、手帳／受給者証の有無に関係なく問い合わせや相談が増え、かつ複雑化して他職種との連携必要度が高まっている。一方で未だに『障害者基幹相談支援センターとはどこにあるの？何を相談したら？』と問われることもあり、広報啓発に努めている。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	・介護保険との併用・8050家族間での協働等相談も多くあり、内容を聞き（非該当であっても）可能な限り、支援に繋がるよう他機関への連携を求め対応した。視覚・聴覚障害、外国語の方への対応には各々、通訳を要請し対応した。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	・医療的ケア児等・重複障害者のケースは、対応に長けた専門機関の協力を仰ぎ対応。研修にも参加し研鑽を積んだ。強度行動障害者には行動障害を考える会を通じ、事例検討・ネットワーク作りを進めた。
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	・個別案件については具体的事例の該当がなかったが、今年度から基幹相談支援センターに地域生活支援拠点等コーディネーターが配置され、同事業を進めるにあたり、緊急時支援の必要な家庭抽出の基盤作りを開始した。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	・（ヤングとは言えない）ケアラーたる子供側に障害があり、その支援で関わるというケースはしばしばあった。
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	・相談員を探してほしいという相談依頼に、迅速かつ円滑な相談員選定に努めた。また相談員の業務見直しと軽減働きかけ、相談員の相談対応後方支援等にも配慮した。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	・基幹相談支援センターの制度への理解深化が至らず、計画相談事業所への周知に課題が残った。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	どちらとも いえない	・基幹相談支援センターの制度への理解深化が至らず、計画相談事業所への周知に課題が残ったが、千葉市の進める生活支援拠点の面的整備には相談支援事業所の登録を事業所に促すことで推進し、地域部会等で事例の共有と検討を行った。不安感の多い事業所にはケース対応・調整を含め、後方支援に当たった。
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	・地域部会を通じ、地域の相談機関との情報共有と交流・連携協力を図り、制度の異なる学習会にも参加した。講演依頼もあり対応した。あんしんケアセンター・スクールソーシャルワーカー・医療SW・ハローワーク・キャリアセンター等との間で連携協力の機会が多くあり、医療・学校・行政・他相談支援機関・福祉サービス提供事業者等、多職種連携のチーム支援として初めて成立した事例も多数あった。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	・個別案件については具体的事例の該当がなかったが、今年度から基幹相談支援センターに地域生活支援拠点等コーディネーターが配置され、同事業を進めるにあたり、緊急時支援の必要な家庭抽出の基盤作りを開始した。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	・“にも包括”参加。精神病院入院の当事者のグループホーム移行や80・50と言われる家庭が崩壊した際、当事者の地域生活維持に福祉サービス利用や医療への連携を促し繋いだ。
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に委員参加、地域定着支援対応を行った。また、地域移行へ理解促進を図るため、地元の公民館で保健福祉課・あんしんケア等とタイアップし啓発活動を行った。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	・2023年1月に開催。事前に議題と資料を取りまとめ運営・報告を作成。
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	・新型コロナウイルス蔓延警戒対策期はオンラインでの開催となった。式次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。特に地域の課題事例に関し、“提案・意見を募る・課題改善にむけた前進”の各過程で書面ならではの利点である、記録保存性を生かし、事案検討に丁寧に取り組む機会を得た。
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	・式次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面をメールでやり取りした。これまで未達だった区障害支援課の参加も得られ、地元の福祉的課題認識への情報共有と理解について前進した。また研修の機会も設け、他区基幹支援センターとも連携・融通する機会があり、6区合同で年間の半分を研修とすることにした。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	・福祉的課題に関し、身近な不便不都合不利益として捉えるだけでなく、年齢・性別・障害種別・社会的地位・地域独特の特性を超えた全市的な課題としての問題意識が持てるよう各課題に横たわるテーマを浮き彫りにする討議となるよう努めた。地域部会と相談支援事業所意見交換会について、年間を終了して、改めて趣旨と参加者に関し見直しを行った。
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	・相談支援事業所向けに計画相談の対象数・予定等を調査、市内6区基幹支援センターとして福祉サービスニーズに関する調査等を実施、市障害者計画等調査を活用し、障害福祉と相談支援および基幹支援センターに関し、地域や学校におけるプレゼンテーションに活用。地域部会での課題検討にも役立てた。
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	・基幹支援センターが設置されて以降、自立支援協議会を主宰するに至り、企画・運営を基幹支援センターが担い、発表は可能な限り、参加者に依頼することで負担を分割した。
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	・旧畑通勤寮で受託していた地域生活支援で関わった地域生活者の財産管理について、成年後見制度に繋げる働きかけを行い、継続中である。
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	・相談員からの相談や通報での虐待の疑いあるケースの保護に障害者虐待防止センター、区高齢障害支援課および市自立支援課と連携し対応した。
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	該当なし	・対象となるケースはなかった。
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	・公的および各事業所からの開設等の情報は、必要に応じ共有に努めた。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	・相談者はもとより、行政・学校・支援機関・企業等に、「ワンストップのよろず相談窓口」として基幹支援センターの広報に努めた。また、その活動と対応が何よりもの広報として丁寧な対応に努めた。特別支援学校、区内団体等で講演・配信の機会を得た。

「はい」と答えた数	52	(92.9%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	3	(5.4%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.8%)
計	56	(100.0%)

令和4年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R3	R4	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	50	32	-18
相談支援事業者の人材育成の支援件数	14	19	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	95	207	112

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No. 13関係）

	R4. 4. 1	R5. 4. 1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No. 5, 8関係）

資格種別	資格名	R4. 4. 1	R5. 4. 1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	4	4	0
	精神保健福祉士	2	2	0
	保健師	0	0	0
	保育士	2	2	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	3	5	2
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	1	1	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	1	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和4年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和5年6月5日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	千葉市の指針、障害者計画に基づき年間計画を作成し、それに基づいて各所関係機関との連携、情報共有に取り組んだ。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	千葉市自立支援協議会で事例検討を行い、地域の課題について整理、共有する場を設けた。地域の関係機関（あんしんケアセンター、学校、行政機関等）と連携をはかり対応をした。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域生活支援拠点コーディネーターを中心に、拠点事業の周知活動を行った。また、地域の計画相談支援事業と一緒に親亡き後を見据えたサービス提供を行っている。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士、精神保健福祉士を配置。主任相談支援専門員研修、医療的ケア児等コーディネーター研修などにも積極的に参加をした。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	職員会議、毎週末にミーティングを実施し、進捗の共有、職員が一人で抱え込まないように不安の解消に努め、チーム支援を意識して取り組んできた。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	どちらともいえない	代替え職員については募集を行ったが、人員を確保することが難しかった。
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	専門知識を高められるよう外部研修に積極的に参加をした。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	どちらともいえない	年度途中の職員退職については、法人内で異動を検討し、人員確保に努めた。
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
11	職員が育児休暇、病欠休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	どちらともいえない	育児休暇については速やかに市へ報告。代替え職員については募集を行ったが、人員を確保することが難しかった。
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	地域の相談支援事業所へ引継ぎの相談をしながら兼務の解消に努めてきたが、千葉市内相談支援事業所が不足している為、引継ぎが十分に出来ていない。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	運営の趣旨に基づき事業展開をしてきたが、行政から十分なアセスメントが無く基幹センターに繋がる事例が散見された。官民共同事業であることを確認する場を大切にしながら取り組んでいきたい。
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応を行った。事業所の紹介、情報の提供に関しても偏ることのないよう努めた。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。が、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	面談時に個人情報の取り扱いについて説明をし、個人情報使用同意書にサインをいただいている。また、ご本人が共有をして欲しくないご意向がある事柄に関しては個人情報の保護に努めている。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	毎週末のミーティングにて苦情について取り扱う時間を設け、共有、対応を検討している。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	どちらともいえない	令和5年度に向けてより明確に区分、整備ができる準備を行った。
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	稲毛区高齢障害支援課と年に4度情報交換の場を設け、地域課題の抽出や整理を行った。また、その他本庁や健康課、社会援護課等を連携を図りながらケース対応を行い、ネットワークの構築に努めた。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	業務時間外には輪番で電話対応を行い、体制を整えた。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	電話相談だけでなく、ご自宅に訪問をしてアセスメントをとり、状況把握に努めた。そこから、ケースによっては関係機関と連携をはかり、対応を行った。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	8050ケースや困難ケースについては、近隣の方々から民生委員、地域包括支援センター等地域の関係機関と連携を図り、ケースの対応を行ってきた。ケースが孤立することのないよう、地域の方々との顔の見える関係作りに努め、連携を図ってきた。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	将来をご不安に思われる方も多く、総合相談窓口として気軽に相談できる機関として努めてきた。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	意思表示が難しい方に関しては、ご本人との関係作りから始め、ご意向に寄り添った支援が行えるように努めた。サービスに繋がりにくい方へは、長期的な視点で支援にあたってきた。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療等の専門機関を含め担当者会議を通して、ケース理解を深めながら支援を行った。
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	地域の相談支援事業所とも情報共有をしながら、地域ケースの把握に努めた。障害福祉サービスだけでなく、訪問看護等の医療とも連携をはかり、連絡体制の確保に努めてきた。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	支援を必要とするケアラーに対し、ご家庭全体の課題として捉え、地域の関係機関と協力をし、サービス導入をしたり専門機関の介入を促した。
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	お一人で相談支援を行っている事業所が多く、不安や悩みを共有、相談する場が少なかったことから、稲毛区の全ての相談支援事業所にお声をかけ、少人数での情報交換の場を定期的に設けた。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	各計画相談支援事業所の事情を鑑み、必要な情報提供、共有を行った。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	計画相談支援事業所に対して、困難事例の紹介や協力の打診を行った。伴走、後方支援を行い、ケースの経過を追っている。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	自立支援協議会において、各区エリアの地域包括支援センターに輪番で参加をしていただき、地域課題の共有等を行ってきた。また地域ケア会議にも参加をさせていただき、障害から介護保険へ移行する際の動きをお話をさせていただいたり、障害福祉サービスについてご説明をする等、積極的に連携の強化に努めてきた。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	拠点コーディネーターと、拠点登録をしている事業所で集まり千葉市の実態について議論を重ねた。また、千葉市内の緊急受け入れの体制について関係機関と協議をした。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	入院中から定期的に病院に足を運び、退院に向けて地域資源の体制整備に取り組んできた。
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参加。地域の公民館にて、地域包括支援センターと協力をし啓発活動を行った。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	6区の基幹相談支援センターと連携を図り、全区を対象に相談支援事業所意見交換会を年に6回開催。その他の月は、稲毛区を対象に、意見交換会を開催した。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	自立支援協議会や千葉市基幹ネットワーク会議等で話し合われた内容やデータを活用し、地域課題の整理を行った。そこから地域資源の開発に向けた話し合いを行った。
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	地域で単身で生活をされている方や、ご家族のサポートを得ることが出来ない方、将来をご不安に感じられている方に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の情報提供やご案内を行った。
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	地域の相談支援事業所と連携を図り、虐待案件に対応。関係者会議を開催するなど、状況の整理と把握、今後の対応について関係機関と連携を図った。
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	消費者被害の可能性のある方に対し、消費生活支援センターの情報提供を行った。
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	収集した社会資源については、毎月地域の相談支援事業所へメールや書面にて情報提供を行った。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	

「はい」と答えた数	51	(91.1%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	4	(7.1%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.8%)
計	56	(100.0%)

令和4年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和5年6月3日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	個別避難計画では医療的ケアが必要な方への支援を検討しましたが、実際に計画作成までは至らなかったため、次年度以降も取り組みを実施する。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	拠点コーディネーター会議を通じた活動で予防的な支援の啓発活動等を行った。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	該当なし	
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	令和3年度末までに兼務解消を行った。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	特定のサービス事業者等に偏ることのないよう対応している。ただし、受け皿となる事業者も定員等の条件もあるため、同一事業所に依頼・紹介せざるを得ないこともある。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	他分野の相談機関、関係機関に出席を依頼している。1つの分野、領域に留まらない相談が多いことから、より広い視野で協議を進めていけるように運営を行っている。
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	書面で個人情報の取扱いについて同意を得ている。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	基幹ミーティング時に適宜実施している。
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間以外には相談員の携帯電話に電話転送を行っている。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	必要に応じて訪問等を行っている。ケースにより他機関への対応を依頼するなど適宜対応している。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の診断がついていないケース等でもまずは相談して頂けるように促している。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	相談支援事業所から相談を頂く以外に相談支援事業所意見交換会で社会資源の情報共有・事例検討を実施している。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域包括支援センターに若葉区地域部会への出席依頼を行い、輪番で出席をして頂いている。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケア部会等を通して取り組んでいる。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	奇数月：合同研修会、偶数月：各区意見交換会として実施している。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	参加機関からケースを提出して頂き、他分野でのケース対応、課題について伺いながら進めている。
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	高齢障害支援課、健康課と連携しながら対応を行っている。
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	随時、高齢障害支援課に報告を行っている。
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	主に若葉区相談支援事業所で集約した社会資源等の情報を周知している。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	

「はい」と答えた数	53	(94.6%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	3	(5.4%)
計	56	(100.0%)

令和4年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R3	R4	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	65	74	9
相談支援事業者の人材育成の支援件数	13	6	-7
相談機関との連携強化の取組の実施回数	29	58	29

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R4.4.1	R5.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R4.4.1	R5.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	4	1
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	5	5	0
	相談支援従事者現任研修修了者	0	0	0
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	2	2	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	4	5	1
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

令和4年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和5年6月5日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	年度途中の受託であったため、他区の基幹センターに積極的に赴き、運営に関するアドバイスをいただいた。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	年度途中の受託であったため、区内の障害福祉サービス事業所、あんしんケアセンターなどに赴き、地域の実情について積極的に情報収集した。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生予防を含めた円滑な支援を行ったか。	どちらともいえない	拠点機能の役割を果たすべく、円滑な支援を努力している。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	国家資格や相談支援専門員の資格を有すると共に障害者の支援に携わってきた職員を配置し、医ケアや強行研修を受講するよう努めた。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	業務に安定して取り組めるよう、運営母体の社会福祉法人において実践を積み重ねてきた職員を核に配置している。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	関連する研修会等に積極的に参加し、情報共有を行う。実績報告参照。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	令和5年4月を迎えるにあたって職員の変更を行ったが、事前に障害福祉サービス課に報告を行っている。
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	業務の引き継ぎとともに、異動後も連絡のとれる体制をとっている。
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし	緑区においては、令和5年末まで兼務が認められている。兼務の解消に向け、本年度は取り組む。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	節約、節電を心掛けるなど無駄遣いをしないよう常に心掛けている。公用車、PCなどの高額備品については、法人内他事業所からの譲渡や中古のものを購入するなどして対応している。
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	サービス事業所や計画相談事業所の紹介にあたっては、当事者のニーズ、事業所の力量等に応じて行うことを心掛けている。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。が、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	構成員については、特定の障害種別や分野に偏らない配置を設定している。
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	利用者の個人記録は鍵のかかる書庫にて保管。
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	センターへの登録の際に個人情報の取り扱いについての説明を行っている。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	業務中は名札の着用を義務付けている。
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	緑保健福祉センターとは些細な事でも情報共有するなど常に連携を図っている。地域部会や地区意見交換会にも参加を促している。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会では参加者間で緑区の課題を共有すべく取り組んできた。解決に向けての取り組みは地域部会委員の意見も踏まえながら今後実施していく予定。
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間外は携帯電話に転送になるように設定し、職員が所持している。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	他の支援機関との役割を明確にする中で、基幹としてなすべきことについては、しっかりと対応している。他機関につながる場合でも、同行するなどして丁寧に行っている。
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	福祉サービスを初めて利用するような不安感が強い方には、見学同行や申請の補助等を積極的に行った。
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	緊急対応が必要となった際は関係機関と共に即日に対応を行っている。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	日頃より、関係機関の会議に参加し社会資源の把握や連携の強化を行っている。それに基づいた地域部会のメンバーを選定している。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	誰でもふらっと立ち寄れる場所をコンセプトにカフェのような相談スペースづくりを行った。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	福祉サービスに繋がらない方でも、今後サービスが必要となってくる方には定期的に家庭訪問や様子伺いを行って関係を保持している。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	特に医療的ケア児の支援については、ばらりすとも連携した対応にあたった。
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	福祉サービスに繋がらない方でも、今後サービスが必要となってくる方には定期的に家庭訪問や様子伺いを行って関係を保持している。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーの意思を尊重し支援を行っている。また、今後ヤングケアラー等に適切に対応できるよう研修を受講し理解を深めていく。
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	努力、相談支援事業所の負担を減らすよう意識している。具体的には基幹から相談支援事業所に引き継ぐ場合は、計画相談の様式を用いてアセスメントをとるなどしている。モニタリングが十分に行えないような場合は、相談支援事業所に依頼し、様子伺いなどを行うこともあった。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	2カ月毎に一度の意見交換会を行い、各事業所の実態把握に努めている。その中で、機能強化型加算を取得することで経営状況を良好にしていこうことなどを説明している。特に機能強化Ⅳについては、他事業所との協働でも
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	地域の相談機関の定期的開催される会議に極力出席してきた。あんしんケアセンターとも定期的に顔合わせを行い、ケースの共有を行っている。今後は、生活自立、あんしんケア、基幹の三者会議を実施し、お互いの情報共有を図り、連携を深められればと考えている。区内で強化型を取得している事業所がない為、隣接する区の機能強化型の相談支援事業所には積極的にケースの相談を
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	両機関の会議に参加している。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	協働して支援を行うことができるよう体制の構築を行っていく予定。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	研修や報告会等に積極的に参加している。また、今年度は「進め隊」を担っている。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	該当なし	10月からの受託の為、令和4年度の運営はなし。
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	専門的な分野にも参加者が共通認識を持ち、理解を深められるようオブザーバーの追加を行った。
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	いいえ	具体的な統計データー等はまだ示すことができておらず、今後把握するとともにデータの活用を行っていく。
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	該当なし	
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	該当なし	
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	緑区内の障害福祉サービスの事業所を回り、顔合わせ情報交換を行っている。また、基幹に挨拶にきた事業所については情報をまとめ、意見交換会にて発信している。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	事業所を訪問した際にはパンフレットを持参し、広報活動を行っている。また学校等についても積極的に連携を図り、身近な相談機関として感じて頂けるよう努力している。

「はい」と答えた数	47	(83.9%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.8%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.8%)
「該当なし」と答えた数	7	(12.5%)
計	56	(100.0%)

令和4年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R3	R4	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数		35	35
相談支援事業者の人材育成の支援件数		28	28
相談機関との連携強化の取組の実施回数		84	84

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R4.10.1	R5.4.1	増減
兼務している専門職員数	3	2	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	2	2

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R4.10.1	R5.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	0	0	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	0	-1
	相談支援従事者初任者研修修了者	4	3	-1
	相談支援従事者現任研修修了者	4	3	-1
	主任相談支援専門員	2	0	-2
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	3	2
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	2	1
その他の 資格	介護福祉士	3	2	-1
				0
				0
				0
				0

令和4年度 美浜障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和5年6月 5 日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	区内各地域の特性の差が大きい為、各地域を理解し、地域と繋がりを持つように心がけている。基幹センターの存在をまだ地域によく知ってもらえていない部分もある為、社会福祉協議会や、民生委員等を足がかりに、地域と更に繋がりを持てるようにしていきたい。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域包括ケアセンター等、地域の各事業所と連携し、親なきあとの支援体制が整っていない事例の把握に努めている。介入に時間のかかる事例も多いが、社会資源の紹介・区分の取得・GHの体験の場の紹介等、選択肢の提示を続けている。また、必要な方には成年後見制度等の説明をしている。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	専門職員の配置をしている。また、職員間で事例の共有を行い、対応している。また、随時研修等に参加し、専門性の向上を目指している。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	スキルアップの為、外部の研修等に積極的に参加させている。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	ハローワーク及び、紹介会社を通じ、積極的に職員の確保に努めた。
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	研修会の情報は随時職員に開示し、研修に参加しやすい環境を作り、自己研鑽を促している。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	いいえ	必要な職員配置を行えなかった時期があったが、確保に向けて務めた。
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	いいえ	変更の際して、市より書類の提出についてとめられた事があった。今後は速やかに書面をもって報告し、事前の承認を得ることといたします。
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	いいえ	当初より短期間の休暇と考えていたため、代替補充をしなかった。
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	個別事例の引継ぎの為の同行訪問や、会議の開催等の引継ぎの為1か月の期間を設けた。
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	該当なし	
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。が、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	パスワードのついたアプリ等で保管している。
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	基本的には、初回の対面時に、個人情報を事業目的の範囲内で使用する旨の了解を書面でいただいている。電話で知り得た個人情報を他機関と共有する場合には、必ず事前に口頭で確認を取っている。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	特に区の保健福祉センターの各課とは連携を密にし、困難事例の検討や地域の体制づくりをした。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	困難事例については随時、高齢障害支援課、健康課、子ども家庭課等関係部署と共有し、対応について協議している。緊急時に關しても、情報共有、役割分担し、対応してきた。
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書（月次）」を提出したか。	いいえ	提出期限をすぎてしまう事が多かった。今後はセンター内で役割分担を明確にし、期限内に提出できるよう改善した。
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	ワンストップで相談を受けることを特に意識し、基幹センターで受ける事が難しい相談に關しても、相談を受け内容の整理を行い、適切な相談場所に繋ぐようにしている。
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	各方面に、基幹センターの啓発をする際には、障害が判明していない人やその家族が対象となる事を必ず周知している。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	周囲の方や家族からの相談を受けたり、関係機関と連携しながら対応している。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時に支援が見込めないと思われる世帯に關しては、現在の住居に本人が住み続けられるか、その時に必要なサービス等を検討し、事前に区分の取得等を勧める等・一人暮らしが難しい方はGHの体験等を紹介する等しているが、家族本人状態から相談を進めていくことが難しい事例が多く、繰り返し説明し、理解を求めていくことが必要だと感じている。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーと思われる事例に対しては、ケアラーの状態に注意し、関係基幹にも相談しながら支援に当たるようにしている。ケアラー分野の専門性の高い職員がいない為、今後研修参加等積極的に行っていきたい。
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	計画相談支援事業所の困り感に寄り添い、渡したケースのフォローも丁寧に行うように心がけている。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	意見交換会等で、議題に上げ、事業所の意向確認や課題について確認した。要件を満たす事業所が管轄区域には少ない。また、意見交換会への出席が少ない事業所への意向確認などは今後の課題である。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	どちらともいえない	区域内の相談支援事業所に機能強化型の条件に当てはまる事業所が少ない。また、一人事業所が多く、多忙であり、意見交換会等事例検討の場に参加いただくことが少ない。機会の提供や、後方支援に關しては、実施し、関係の構築に努めている。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域の相談支援事業所とは、事例を通して、必要時には連携をしている。また、民生委員の連絡会にも、機会があれば参加している。 各地域包括支援センターとの連携を密にし、地域ケア会議や多職種連携会議には積極的に参加するとともに、高齢分野と障害分野の意見交換を積極的に行うようにしている。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	各区の基幹センター配置の拠点コーディネーターと連携し、体制作りに取り組んだ。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	いいえ	
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	広め隊の事業として、協働し公民館講座を実施した。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	いいえ	案内の配信が遅くなる、資料の誤送信、議事録の作成の勝手等があった。次年度以降は所内で役割分担を行い、適切に実施していきたい。
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	参加事業所を増やしていくことが今後の課題。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取組むよう努めたか。	はい	
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	参加者には必ず発言いただく機会を設ける。民生委員や知的障害者相談員等も参加いただいていることを考慮し、専門用語はなるべく使わずに、わかりやすい言葉等を意識し、議論に参加者全体で共有できるよう、意識し運営している。
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	必要な可能性のある家族や親族には、早めから丁寧に説明している。また、成年後見センターとも連携を取っている。 市長申し立てに関しても、必要時には病院等とも連携を取り、高齢障害支援課、健康課等に働きかけをしてきた。
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉県障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	相談を受けた場合は、早急に相談者の状況を確認すると共に、高齢障害支援課の窓口と連携を図った。
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	消費生活センターとの連携はできていないが、高齢家族の消費者被害等の相談や知的障害者のSNSトラブル等の相談には応じている。
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	市内の事業所をはじめとする社会資源に対し、機会がある時には積極的に見学等行い情報収集に努めている。また、意見交換会を中心に地域の相談支援事業所に対し、情報の発信をしている。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	常にパンフレットを持ち歩き、機会があれば周知するよう、基幹職員全体で意識している。

「はい」と答えた数	47	(83.9%)
「いいえ」と答えた数	6	(10.7%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.8%)
「該当なし」と答えた数	2	(3.6%)
計	56	(100.0%)

令和4年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R3	R4	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	61	24	-37
相談支援事業者の人材育成の支援件数	12	7	-5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	19	19	0

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R4.4.1	R5.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R4.4.1	R5.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	4	1
	精神保健福祉士	1	2	1
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	2	2	0
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	1	1	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	1	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0



千葉県基幹相談支援センター

令和5年8月23日(水)
千葉県中央区障害者基幹相談支援センター

千葉県基幹相談支援センターネットワーク



中央区障害者基幹相談支援センター

住所: 千葉市中央区市場町2-15渡辺ビル201

電話: 043-445-7733

FAX: 043-445-7785

Eメール: chuo-kikan@cckikan.or.jp

交通案内: JR「本千葉」駅より徒歩6分、千葉都市モノレール「県庁前」駅より徒歩5分

花見川区障害者基幹相談支援センター

住所: 千葉市花見川区畑町591-17

電話: 043-239-6427

FAX: 043-239-6428

Eメール: hanamigawa-kikan@seishinkai.or.jp

交通案内: 京成バス「畑町東」バス停より徒歩2分

稲毛区障害者基幹相談支援センター

住所: 千葉市稲毛区作草部2-4-6

電話: 043-254-0671

FAX: 043-290-6530

Eメール: inage-kikan@houjin-chibacity-ikuseikai.jp

交通案内: 千葉都市モノレール「作草部」駅より徒歩2分、千葉シティバス・千葉内陸バス「作草部駅」バス停より徒歩2分

若葉区障害者基幹相談支援センター

住所: 千葉市若葉区大宮町2112-8

電話: 043-312-2853 FAX: 043-265-5405

Eメール: wakaba-kikan@wakabaizuminosato.or.jp

交通案内: 千葉中央バス「大宮市民の森」バス停より徒歩1分、千葉中央バス「東山科入口」バス停より徒歩3分

緑区障害者基幹相談支援センター

住所: 千葉市緑区おゆみ野4-22-6

初芝第5ビル101

電話: 043-312-4891

FAX: 043-312-4892

Eメール: midori-kikan@mirai-kobo.or.jp

交通案内: JR「鎌取」駅より徒歩8分

美浜区障害者基幹相談支援センター

住所: 千葉市美浜区真砂2-3-1

電話: 043-304-5454

FAX: 043-304-6322

Eメール: mihama-kikan@shunyoukai.or.jp

交通案内: 千葉海浜交通バス「東京歯科大正門前」又は「真砂中央公園」又は「2丁目23街区」バス停より徒歩5分

(1) 一般的・総合的・専門的な相談支援

ワントストップの相談窓口として、様々な障害の種別や各種のニーズに対応できる相談支援を実施します。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

個別のケース対応について所管区内の相談支援事業所からの相談に応じ、専門的な指導助言を行うほか、支援が困難なケースに対しては協働して支援にあたります。定期的に事例検討会や研修会を開催し、地域の相談員の人材育成の支援を行います。児童や高齢など障害福祉分野以外の支援者の皆さんとの連携強化にも取組みます。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

病院や施設などで長年暮らしている方たちがグループホームや一人暮らし、家族との生活を始めることを支援します。また、その方たちの生活が安定して継続できるように支援します。

(4) 地域自立支援協議会の運営

障害者が住みなれた地域でその人らしく暮らしていけるような体制作りのための定期的な協議の場である地域自立支援協議会の運営を行います。

(5) 権利擁護・虐待の防止

成年後見制度の利用支援や障害があるご本人の意思決定支援などを行います。また、虐待に至らないように、必要な福祉サービスの導入やご家族への支援を行います。

(6) 障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

地域の相談員が業務に活用できるよう地域における様々な支援機関の情報の収集、集約、発信を行います。

千葉市自立支援協議会の概要 (令和4年度)

千葉市自立支援協議会全体会

専門部会

医療的
ケア児
等部会

千葉市精神
障害者にも
対応した地
域包括構築
推進事業

就労準備会

運営事務局会議（年6回）

千葉市基幹相談支援ネットワーク

相談支援
意見交換
会・各月
で6区合同
研修会

中央区
基幹

地域部会

花見川区
基幹

地域部会

稲毛区
基幹

地域部会

若葉区
基幹

地域部会

緑区
基幹

地域部会

美浜区
基幹

地域部会

重点
課題

医療的ケア・身体障害の方等の居場所等の課題（医療的ケア児等専門部会の運営）

知的・発達の重い方等の居場所等の課題（地域生活支援拠点コーディネーター等で運営）

行動障害を考える会

相談支援事業所に対する取組み

- ・年7回行った市内相談支援事業所向け合同研修会

テーマ：

- 第1回 4月14日（木）介護保険・65歳からの移行
- 第2回 5月12日（木）成年後見制度について
- 第3回 7月14日（木）障害年金について
- 第4回 9月8日（木）市養護教育センターについて
- 第5回 11月11日（金）療育相談所について
- 第6回 1月16日（月）行政から見たサービス等利用計画書やモニタリング報告書について
- 第7回 3月9日（木）まだ、間に合う！虐待防止研修

- ・そのほかの月は各区で意見交換会の開催



医療的ケア・身体障害の方等の居場所等の課題に対する取組み

医療的ケア児等専門部会の事務局となり
毎月開催をしました。



- 個別避難計画の作成について。
- 医療的ケアのある方の通学問題について。

※ 毎月医療的ケアCOが集まり話し合いをしました。社会資源をまとめる、個別避難計画について話し合ってきました。

医ケアCOが個別避難計画や避難訓練を 一緒に行う

- 医療的ケアのある患者会と市役所4つの部局、ぽらりす、基幹相談支援センターで令和4年12月20日に個別避難計画について話し合いを行う。
- 個別避難計画の作成、地域との会議、防災訓練を行う

通学支援のアンケートと ヒアリングを行う

- 医療的ケアのある方の通学の課題を整理
- ヒアリングを行い、課題を運営事務局会議で伝える。

知的・発達の高い方等の居場所等の課題に対する取り組み



5月12日 暮らしの場支援会議勉強会準備

7月24日「暮らしの場支援会議を知る」研修

9月14日 千葉市行動障害スコア分布

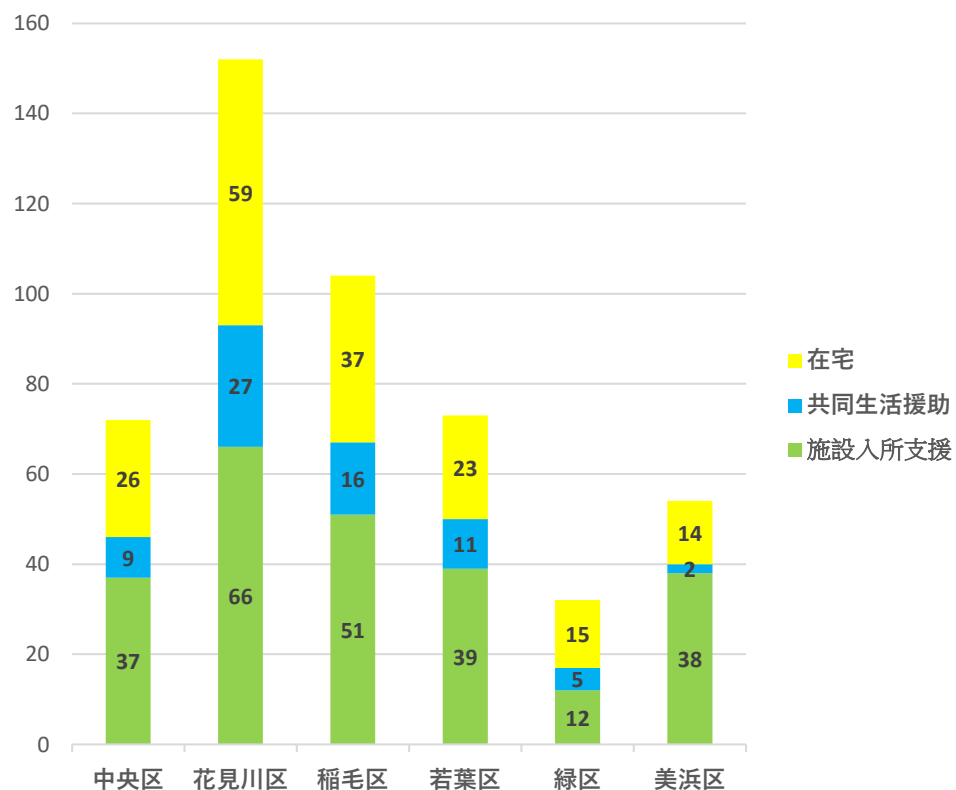
10月 行動障害スコア15点、18点以上入所在宅
者数が出る

11月、1月、3月入所施設5か所とグループホーム
2か所から話を聞く

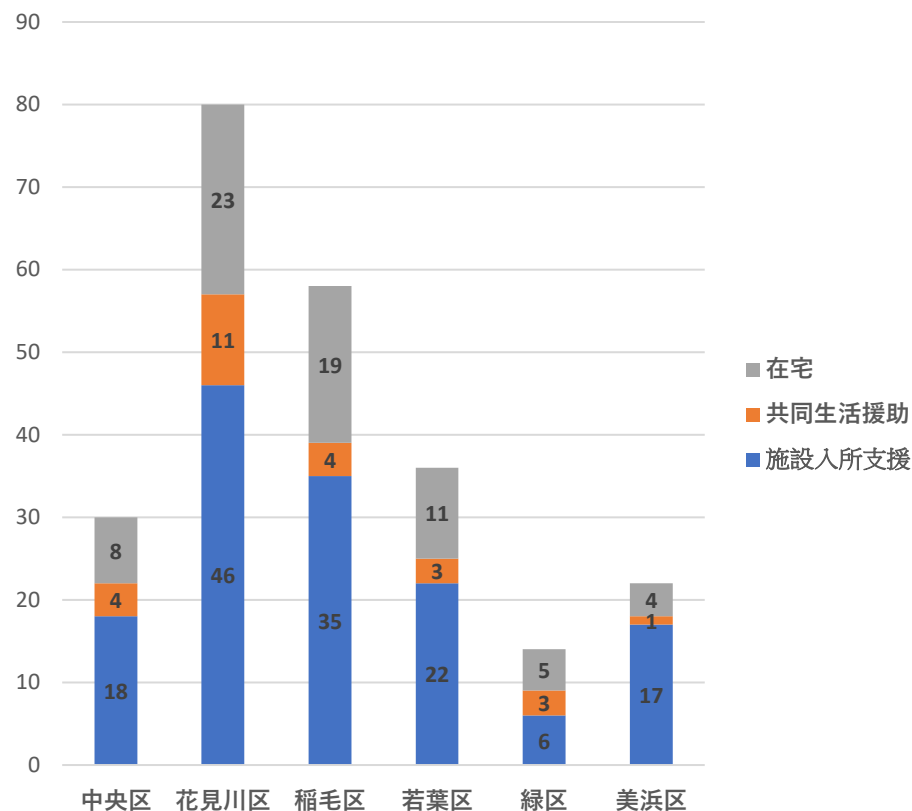
- ・ 千葉市障害福祉サービス事業所連絡会研修会と
の合同研修会開催 令和5年3月16日
テーマ 行動障害について

行動障害の方のデータ 令和4年9月

行動障害スコア15点以上の入所系サービス利用



行動障害スコア18点以上の入所系サービス利用



地域生活支援拠点に関する取組み

- 千葉市地域生活支援拠点勉強会
120事業所参加 令和4年11月25日
- 登録事業所向け地域生活支援拠点勉強会
令和4年9月
- DVシェルター、生活困窮者自立支援制度の一時宿泊との意見交換会
令和4年9月



地域生活支援拠点 点啓発チラシと 動画を作成しま した。

千葉市地域生活支援拠点を知らせて下さい ご協力をお願いします

令和5年3月
千葉市基幹相談支援センターネットワーク

千葉市の地域生活支援拠点は、障害がある方等が安心して地域で住み続けられるための仕組みです。そのために地域の事業所が力を合わせて皆で少しずつ支えるつながりをつくっています。介護者の緊急時に支援がなくなり慌てないためには「予防」が大事です。緊急時への備えを一緒に準備しましょう。各区基幹相談支援センターに拠点コーディネーターがおりますので、ご相談ください。千葉市がワンチームとなり地域生活支援拠点を機能させられるように、皆で力を合わせましょう。

当事者やご家族の皆様へ

年に1度でもよいので、1人で自宅に1泊は過ごせる練習、短期入所やグループホームの体験入居をしてみてください。それが緊急時に備える第一歩です。短期入所の事業所が探せない等の方は、ぜひ、計画相談支援の担当者や各区基幹相談支援センターにご相談ください。

計画相談支援の相談員さんへ

担当している方で介護者の緊急時に支援がないと困ると思われる方について、1泊1人で自宅で過ごす練習や短期入所、グループホーム体験入居を促す支援をお願いします。受け入れ先がない等というケースについては、各区基幹相談支援センターにご相談ください。

短期入所・体験入居ができる事業所の皆様へ

短期や体験に協力してもよいという事業所さんや、少し余力があっても協力できそうという状況の時は、各区基幹相談支援センターにお声がけをお願いします。事業所さんの力は、千葉市の重要な社会資源です。拠点登録の有無にかかわらず、千葉市ワンチームと考えています。各区基幹相談支援センターとの緊密な連携をとり、情報共有をお願いします。拠点に協力してくださる事業所さんには、登録して加算もっていただければと思います。

千葉市の地域生活支援拠点動画を作成しました。ぜひご覧ください。



●中央区障害者基幹相談支援センター	TEL 043-445-7733	●若葉区障害者基幹相談支援センター	TEL 043-312-2853
●花見川区障害者基幹相談支援センター	TEL 043-239-6427	●緑区障害者基幹相談支援センター	TEL 043-312-4891
●稲毛区障害者基幹相談支援センター	TEL 043-254-0671	●美浜区障害者基幹相談支援センター	TEL 043-304-5454

触法障害者に関する取り組み

- 千葉県より再犯防止事業の委託
4件対応
- 千葉保護観察所、千葉県中核地域生活支援センターとの再犯防止事業の事例検討会
令和5年1月20日
- 医療観察法勉強会 令和5年2月20日
(50事業所参加)

児童分野に対する取組み



- ・ 児童系事業所意見交換会（令和5年1月25日
100事業所参加）

児童通所系事業所、幼稚園、保育園、学校に
声をかけ皆で意見交換。

※令和5年度以降は区ごとに集まっていく方向！



■児童の事業所の一覧のHPの作成をしました。

児童系通所事業所は市内280事業所にあり、なかなか情報が分かりにくいという課題がありました。

お子様の療育の場を 検討している方へ

千葉市障害者基幹相談支援センターは千葉市の障害のある方の総合相談窓口です。**障害や手帳の有無にかかわらず相談を受けています。**

児童系通所事業所の検索ページを作成しました。

「千葉市中央区基幹相談支援センター」のホームページにリンクがあります。

こちらのQRコードからも読み込めます。



お子様の療育の場を 検討している方へ

千葉市障害者基幹相談支援センターは千葉市の障害のある方の総合相談窓口です。**障害や手帳の有無にかかわらず相談を受けています。**

児童系通所事業所の検索ページを作成しました。

「千葉市中央区基幹相談支援センター」のホームページにリンクがあります。

こちらのQRコードからも読み込めます。



中央区

住所：千葉市中央区市場町2-15-201

電話：043-445-7733

Eメール：chuo-kikan@cckikan.or.jp

花見川区

住所：千葉市花見川区畑町591-17

電話：043-239-6427

Eメール：hanamigawa-kikan@seishinkai.or.jp

稲毛区

住所：千葉市稲毛区作草部2-4-6

電話：043-254-0671

Eメール：inage-kikan@houjin-chibacity-
ikuseikai.jp

若葉区

住所：千葉市若葉区大宮町2112-8

電話：043-312-2853

Eメール：wakaba-kikan@wakabaizuminosato-
or.jp

緑区

住所：千葉市緑区おゆみ野4-22-6

初芝第5ビル101

電話：043-312-4891

美浜区

住所：千葉市美浜区真砂2-3-1

電話：043-304-5454

Eメール：mihama-kikan@shunyoukai.or.jp

中央区障害者基幹相談支援センター

住所：千葉市中央区市場町2-15-201

電話：043-445-7733

Eメール：chuo-kikan@cckikan.or.jp

ホームページ：https://cckikan.or.jp

千葉市中央区基幹相談支援センターHP

千葉市中央区
基幹相談
支援センター

基幹相談支援センターとは

基幹相談支援センター
冊子型パンフレットpdf

千葉市障害福祉サービス
児童系事業所情報一覧



地域生活支援拠点説明動画
※wi-fi環境でご覧下さい※

事業計画

事業報告

国の制度

お知らせ

運営について

千葉市中央区 基幹相談 支援センター

児童系
事業所一覧



LINE 相談



メール相談

約280の事業所検索ができるようになりました



The screenshot displays the Chiba City website's page for facilities for children with disabilities. At the top, there is a banner image of a modern building with the text "千葉市障害福祉サービス児童系事業所情報一覧" (List of Child Welfare Service Facilities for Children with Disabilities in Chiba City). Below the banner is a navigation bar with links: HOME, 放課後等デイサービス (After-school Day Service), 児童発達支援 (Child Development Support), 保育所等訪問支援 (Home Visitation Support for Nurseries, etc.), and 医療型児童発達支援 (Medical-type Child Development Support). The main content area is titled "千葉市 放課後等デイサービス" (Chiba City After-school Day Service). Below this title is a table listing the facilities.

事業所番号	住所	主たる障害種別	送迎の有無	電話番号	営業曜日	営業時間
				043-22		9:30~18:30(平日)18:30~17:30

精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築推進事業への参画

進め隊、広め隊等の会議の参加以外の活動

■進め隊 地域移行支援の推進

令和4年12月、医療機関と基幹相談支援センターでの話し合い

■広め隊 地域の公民館への啓発活動（あんしんケアセンター、基幹相談支援センターコラボ企画）



令和4年8月20日 千草台公民館（稲毛区）

令和4年9月10日 千城台公民館（若葉区）

令和4年10月8日 椿森公民館（中央区）

令和5年1月28日 美浜区保健福祉センター

就労系分野に対する取組み

- ・千葉キャリアセンターと就労部会発足のための準備スタート

令和5年

1月13日 千葉市の就労の課題について整理

3月8日 来年度の就労部会の計画



令和5年度も
よろしく願いします！

